

# 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援  
1・2  
事業  
対象者

## 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方、事業対象者は、訪問型サービス〈国基準・基準緩和〉(→8ページ)、通所型サービス〈国基準・基準緩和〉(→10ページ)に加え、以下のサービスも利用できます。

自宅を訪問してもらおう

### 訪問型サービス〈住民主体〉

研修を受けた住民に自宅を訪問してもらい、調理や掃除などを手伝ってもらいます。

自己負担のめやす  
1回 100円

※身体介護を行いません。

### 訪問型サービス〈短期集中〉

専門職等が短期間に集中して訪問し、心身状態の改善を目指します。

自己負担は  
ありません。

※閉じこもり傾向、低栄養状態、口腔機能等の低下がある方が対象になります。

施設に通って受ける

### 通所型サービス〈住民主体〉

研修を受けた住民が公民館等で実施する体操やレクリエーションなどの生活行為向上のための支援が受けられます。

自己負担のめやす  
1回 100円

※「入浴、排せつ、食事等の介助」と「送迎」を行いません。

### 通所型サービス〈短期集中〉

専門職がタウンセンター等を会場として、短期間に集中して運動機能や栄養状態などの生活機能の向上を目指します。

自己負担は  
ありません。

※運動機能や栄養状態等の低下がある方が対象になります。

要介護  
1～5

要支援  
1・2

事業  
対象者

非該当

## 一般介護予防事業

将来、寝たきりや認知症といった状態にならないようにするための取り組みです。

「まだまだ自分は元気！」と思われている方も、

心身の機能は使わなければどんどん低下していきます。

### <こんな不安ありませんか??>

足腰が弱って、転倒や骨折でもしてしまったら、寝たきりになってしまうかもしれない



最近、もの忘れが多くなったかも…。認知症になってしまうのかしら?



いつまでも健康で自分らしく生活していきたいと思われたら、一歩踏み出してみましよう！小田原市では、“65歳からの筋トレ教室”や“脳トレ！脳と体の生き生き教室”などの介護予防教室を市内各地で実施しています。参加募集については、毎月1日発行の「広報小田原」で行っています。詳しい内容は、介護予防推進係までお問い合わせください。なお、事業によって、開催時期や会場などが異なりますので、ご注意ください。

※一般介護予防事業については、手指消毒の徹底や体調管理の他、定員を半分にし、換気を行う等、新型コロナウイルス感染予防対策をとった上で実施しています。

# 小田原市の高齢者向け事業

認知症の方、要介護の方とそのご家族を支援する事業を行っています。

## 主に認知症の方とそのご家族を支援する事業

### 認知症サポーター養成講座

認知症について学び、温かい目で認知症の方やその家族を見守っていただいたり、自分でできる範囲内で認知症の方をサポートする「認知症サポーター」を養成する講座です。講座を受講された方に、認知症を支援する目印として「オレンジリング」をお渡しします。



### おだわら・はこね家族会

認知症の方を介護されている家族の集いの場です。箱根町と共同で毎月開催しています。



### 認知症等高齢者SOSネットワーク事業

行方不明になるおそれのある高齢者の氏名や住所等を事前にご登録いただくと、所在不明時に警察の捜索と並行し、関係協力機関に情報を提供しますので、早期発見・保護につながります。

### 介護マーク

認知症の方などを介護している場合、周囲の人から見ると介護していることが分かりにくいことから、在宅で介護されているご家族等に対して首から提げて使用する「介護マーク」を配布し、外出時のトイレ介助や下着の購入などの際にご利用いただいています。



## 要介護の方とそのご家族を支援する事業

### 独居老人等緊急通報システム

体に異常を感じたり、突発的な事故などのために助けを求めたいときに、簡単な操作で緊急事態を通報できます。通信料が月100円程度かかります。対象者：市内在住で満65歳以上の一人暮らしの方または満65歳以上の方のみで構成されている世帯で、要介護3～5の認定を受けた方



### 家族介護教室

身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的に、介護保険制度、認知症や介護技術について学びます。対象者：在宅で高齢者等を介護するご家族

### 紙おむつの支給（家族介護用品支給）

ねたきりや重度認知症の高齢者等を家庭で介護しているご家族に、紙おむつを支給することで、介護者の経済的な負担の軽減を図ります。対象者：要介護3～5の認定を受けた方（市町村民税非課税世帯に属し、在宅で生活している方に限る。）を介護しているご家族

### 福祉タクシー利用助成

在宅の高齢者等が通院などにタクシーを利用した場合、初乗り運賃（福祉有償運送\*は上限500円）を助成します。1カ月あたり4枚のタクシー券を申請により交付します。対象者：要介護3～5の認定を受けた方（在宅で生活している方に限る。）

### ※NPO・民間団体による福祉有償運送

1人ではタクシー等の公共交通機関の利用が難しい方が利用できる移送サービスです（事前登録制）。料金等は団体によって異なります。対象者：事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方

しくみと加入者

介護保険料の  
決め方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービスなど

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・  
購入、住宅改修

費用の支払い

日常生活支援総合事業

介護予防・  
小田原市の  
高齢者向け事業

小田原市の地域  
包括支援センター